

# KPMG Indonesia Japan Desk Newsletter

## December 2021



### 法人税申告と会計監査における留意点

インドネシアの日系企業では12月末決算あるいは3月末決算を採用するケースが多く見られ、そろそろ決算期に向けて準備を始める企業も多いかと思えます。今回は2021年12月期若しくは2022年3月期（以下、「当期」）において、12月9日時点で一般的に想定される法人税申告における留意点及び会計監査における留意点について説明します。

#### 法人税申告における留意点

##### 1. 損金算入

###### ① 交際費

- 交際費を損金算入として処理する場合、その**日付、場所と、接待相手の氏名・役職・会社名、金額、接待目的といった情報を正確に記載したリストを法人税申告書に添付する必要があります。**
- リストに記載すべき情報に誤りや不備がある場合は、損金算入を否認される可能性があります。

###### ② 過少資本税制

- 会社の資本に対して一定以上の財務費用について損金を認めないという「過少資本税制」があります。規定上、**負債資本比率の上限を4:1と定めており、その比率を超える負債に対する財務費用は損金として認められません。**
- ここでの財務費用とは、支払利息、借入の割引やプレミアム、ファイナンスリースに係る費用、外貨建て借入金やその費用から生じる為替換算差額を含みます。ここでの資本とは課税年度の各月末資本残高の平均値に加え、無利息の関係会社借入金の各月末残高の平均値を意味します。
- この制度は純資産がプラスであることを前提としており、純資産がマイナスである場合の借入費用は全額損金算入が認められません。
- 2021年10月29日に施行された「税務規定調和法」では、上記の負債資本比率に加えて新たに損金否認の要件が追加されることが規定されました。今後公布される関連細則で詳細が規定されます。

###### ③ 従業員への現物支給

「税務規定調和法」により、従来より法人税上では損金算入として取扱っていた従業員への一部現物支給について2022年から損金不算入として取扱うことになりました。2022年3月期決算の企業はどの様に対応すべきか今後施行される関連細則の情報にご留意の上方針を決定ください。

##### 2. 関連書類や実態との整合性

法人税の税務調査で調査官は通常、税務申告書だけでなく関連する資料の提出も求め、申告書と関連資料の整合性をチェックします。法人税申告書を作成する際は、記載する情報と関連するデータや書類に差異がない事に十分に確認する必要があります。よく見られる差異の例は下記のとおりです。

- 法人税申告書上の売上額とVAT申告書における売上額の差異であり、もし両者の売上額に差異が生じている場合は、原因を精査した上で「差異調整表」の作成が必要です。
- 会計帳簿上の数字と税務申告書上の数字の差異であり、もし差異が生じている場合は原因を事前に確認するようにしてください。
- 法人税申告書の附録である移転価格文書の要約と実態の差異であり、法人税申告書を提出した時点では移転価格文書の作成要件を満たしていないと判断したものの、後になって要件を満たしていることが判明し、申告書の内容と実態が合わなくなるケースです。法人税申告書を作成する時には移転価格文書の作成要件を満たしているかどうか再度確認するようにしてください。

### 3. その他留意点

関連者間取引がある全ての法人は期末から12ヶ月以内に「CbCR通知書」（注1）を提出する義務があり、CbCR通知書の提出後に交付される受領書を翌年の法人税申告書に添付しなければなりません。添付を忘れて申告書を提出する例がよく見られますので、再度ご確認ください。

（注1）「CbCR通知書」とは移転価格文書の一つである「Country-by-Country Reporting(CbCR、国別報告書）」の提出義務の有無を表明する書類です。一定の条件を満たすグループ企業の親会社やインドネシア子会社はCbCRをインドネシア税務局に対して提出する義務があります。

### 会計監査における留意点

#### 1. 税制改正

「税務規定調和法」による法人税率の引き下げの中止に伴い、2022年度以降も法人税率は22%のまま据え置きとなります。そのため、会計上は繰延税金資産・負債の計上額に影響を与えます。併せて、社内の将来予算等に関して2022年以降の法人税率を20%で計算している場合は、これを22%に修正することが必要ですのでご注意ください。

#### 2. リース

PSAK 73の適用2年目となる当期の主な論点として想定される事項は、新規リース契約の他、過年度の契約内容の事後的な変更に関する会計への反映となります。例えばリース契約条件の変更やリース期間の見直しが生じている場合、リース料総額及び割引率を見直す必要が生じます。ポイントとなると想定される事項として、リース会計の対象となる資産の網羅的なリストを作成し、計上すべき資産及びその内容に漏れがないかの確認をすることが考えられます。

#### 3. 売掛金の評価

PSAK 71の適用も2年目となる中、予想信用損失の見積りは引き続き過年度と同様の取り扱いが求められますが、取引先の信用リスクが著しく増加した場合は、追加的な損失計上の必要性が想定されます。特に売掛金の回収状況が芳しくない状況等が顧客に対して見られる場合には、追加的な損失計上が必要か早期にご確認いただくことが望ましいと想定されます。

#### 4. 固定資産の減損の兆候の評価

固定資産の減損の兆候について、例えば以下の状況が確認されると、基本的に減損の兆候があると考えられます。

- ✓ 外部の情報源  
市場価値の著しい下落、経営環境の著しい悪化、市場金利の上昇、純資産倍率が1倍割れ等の状況
- ✓ 内部の情報源  
資産の陳腐化、物的損害、遊休化、事業の廃止計画、営業損益の著しい悪化等の状況  
特に当期において業績が著しく落ち込むこと、若しくは継続して損失を計上することが想定される場合、減損の兆候に対する経営者の評価が監査の中で重要となることが想定されます。

#### 5. 退職給付債務

退職給付債務の計算は、原則として決算日時点の最新の就業規則・労働協約に基づき計算することが求められるため、年金数理人に退職給付債務の計算を依頼する際は、その点ご注意ください。

本Newsletterに関するご質問や取り上げてほしいテーマのご要望は、KPMGインドネシアJapan Deskの永田 ([Japan.Desk@kpmg.co.id](mailto:Japan.Desk@kpmg.co.id)) までお寄せください。



## **Siddharta Widjaja & Rekan**

### **監査サービス**

33<sup>rd</sup> Floor, Wisma GKBI

28, Jl. Jend. Sudirman

Jakarta 10210, Indonesia

電話: +62 (0) 21 574 2333/574 2888

ファックス: +62 (0) 21 574 1777/574 2777

## **KPMG Advisory Indonesia**

### **税務サービス**

33<sup>rd</sup> Floor, Wisma GKBI

28, Jl. Jend. Sudirman

Jakarta 10210, Indonesia

電話: +62 (0) 21 570 4888

ファックス: +62 (0) 21 570 5888

## **Tohana Widjaja**

### **Managing Partner and Head of Japan Desk**

[Tohana.Widjaja@kpmg.co.id](mailto:Tohana.Widjaja@kpmg.co.id)

## **ジャパンデスク 三竿 祥之**

### **Country Deputy Head of Japan Desk**

[Yoshiyuki.Misao@kpmg.co.id](mailto:Yoshiyuki.Misao@kpmg.co.id)

## **Budi Susanto**

### **Head of Audit and Assurance Services**

[Budi.Susanto@kpmg.co.id](mailto:Budi.Susanto@kpmg.co.id)

## **Abraham Pierre**

### **Head of Tax Services**

[Abraham.Pierre@kpmg.co.id](mailto:Abraham.Pierre@kpmg.co.id)

## **尾花 宏**

### **Audit and Assurance Services**

[Hiroshi.Obana@kpmg.co.id](mailto:Hiroshi.Obana@kpmg.co.id)

## **足立 陽子**

### **Tax Services**

[Yoko.Adachi@kpmg.co.id](mailto:Yoko.Adachi@kpmg.co.id)

[home.kpmg/id](http://home.kpmg/id)

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

©2021 Siddharta Widjaja & Rekan – Registered Public Accountants, an Indonesian partnership and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.